予算審查特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

予算審查特別委員会会議録

~~~~~~~~~~~~~~~

#### 日 程

日 時 令和2年2月21日(金) 組合議会定例会休憩中 場 所 米子市淀江支所議場

- 1 開 会
- 2 審查事項議案第7号 令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算
- 3 閉 会

~~~~~~~~~~~~~~~

出 席 者 (16名)

委員長	中田	利 幸	副委員長	幸本	元
委 員	今 城	雅 子	委員	国頭	靖
委 員	石 橋	佳枝	委員	戸田	隆次
委 員	三 鴨	秀文	委員	渡 辺	穣 爾
委 員	柊	康 弘	委員	足 田	法 行
委 員	井 藤	稔	委員	杉谷	洋 一
委 員	秦	尹 知 郎	委員	山本	芳 昭
委 員	小 谷	博 徳	委 員	上 原	二郎

~~~~~~~~~~~~~~~~

欠席者(0名)

~~~~~~~~~~~~

説明のため出席した者

| 副管理者 | 米子市副市長 | 伊澤 | 勇 人 | 事務局長 | 神庭 | 千秋 |
|----------|----------------|----|-----|---------------------|----|-----|
| 消防局長 | | 藤山 | 史郎 | 事務局次長兼総務課長 | 三上 | 洋 |
| 事務局次長 | 兼環境資源課長 | 隠樹 | 千佳良 | 消防局次長兼総務課長 | 赤川 | 紀夫 |
| 事務局施設 | 工事課長 | 板井 | 寛 典 | 消防局予防課長 | 安達 | 憲 吾 |
| 消防局警防 | ,課長 | 多田 | 儒司 | 消防局指令課長 | 細田 | 恵 誠 |
| 消防局警防 | j 課救急室長 | 岩田 | 幸博 | 事務局総務課長補佐 | 近藤 | 隆 |
| 事務局総務 | 等課長補佐 | 林原 | 昭夫 | 事務局総務課長補佐 | 伏野 | 哲彦 |
| 事務局施設 | 工事課長補佐 | 高橋 | 康之 | 事務局施設工事課長補佐 | 本池 | 将 |
| 事務局施設 | 工事課長補佐 | 生田 | 公志 | 事務局環境資源課ごみ処理広域化推進室長 | 安野 | 武 男 |
| 事務局環境 | 置資源課長補佐 | 小林 | 祥 弘 | 消防局総務課長補佐 | 清水 | 賢一 |
| 事務局環境資源記 | 果環境総務担当課長補佐 | 三原 | 岡川 | 消防局総務課主幹 | 吉岡 | 卓也 |
| 消防局警防 | ī 課主幹 | 八田 | 実 | | | |

~~~~~~~~~~~~~~

#### 事務局の職員

書 記

堀尾 周作 書 記

細田壮一郎

~~~~~~~~~

1 開 会

(午後3時09分 開会)

〇中田委員長 それでは、ただいまより予算審査特別委員会を開会いたします。

~~~~~~~~~

#### 2 審 査 事 項

- 〇中田委員長 それでは、日程2、審査事項に入りたいと思います。先ほど、本会議から付託されました議案1件について審査いたします。では、議案第7号、「令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 〇神庭事務局長 はい、委員長。
- 〇中田委員長 神庭事務局長。
- **〇神庭事務局長** 事務局長の神庭です。初めに一言おわびをさせていただきます。

予算書中の年度表記の一部に誤りがございました。議案送付後に正誤表のほうを 送付させていただいております。大変申しわけございません。今後、このような ことが続かないよう、気をつけさせていただきたいと思いますので、よろしくお 願いいたします。それでは、座って御説明させていただきます。議案第 7 号「令 和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算」の説明をさせていただきま す。資料につきましては、令和2年度予算書、そして、令和2年度一般会計当初 予算概要の資料を御覧いただきたいと思います。まず、当初予算概要を見ていた だきますと、令和2年度予算案は、予算額を50億1,959万3,000円。 前年度と比べますと、2億2,049万4,000円の減額をしております。そ して、率にいたしまして4.2%の減額予算としております。その下の市町村負 担金につきましても、42億9,545万円とし、前年度と比べますと5億2, 030万6,000円の減、率にして10.8%の減額としております。その下 の、令和2年度におきます主な事業でございますが、定年退職者4人に係ります 退職手当が8、451万1、000円。桜の苑改修工事関連事業費といたしまし て、物件費で、改修後の新施設で使用をいたします備品購入費が1,068万3, 000円、普通建設事業費の欄の桜の苑改修工事費が3億8,932万3,00 0円。物件費の、令和2年4月からの白浜浄化場と米子浄化場を統合した後の米 子浄化場の長寿命化についての検討業務委託料が1、050万5、000円。維 持補修費で、リサイクルプラザ設備に対して計画的に実施をしております設備補 修工事が1億1,954万2,000円。普通建設事業費の一番下、消防関係車 両更新事業費が1億6,670万9,000円などとなっております。次に、歳 出の前年度当初予算に対します主な増減内容でございますが、資料8ページのほ うを御覧いただきたいと思います。性質別の前年度に対する歳出の主な増減内容 の一番下を見ていただきますと、積立金の欄に、退職積立金の減、4億6,71 8万8,000円の減と記載をしております。人件費を計上しております各費目 におきまして、今年度は退職積立金の積み立てをいたしておりません。前年度、 令和元年度の当初予算におきまして、令和2年度当初予算から資金の基金条例を 制定をし、ごみ処理施設の建設に係ります大規模投資的事業実施財源積立基金の 積み立てを予定して、退職積立基金積立額を年度間で調整しておりまして、退職 積立金は令和2年度、3年度の積立必要額を令和元年度に前倒しで積み立ててお りましたので、今年度の退職積立金の積み立てはございません。しかしながら、 大規模投資的事業実施財源積立基金の設置につきましては、過疎債により財源確 保ができる町の基金積立方式による財源準備の必要性などについて検討を継続し ている段階でございますので、今回、議会への基金条例の上程と予算計上を見送 っております。2番目の増減要因といたしましては、資料5ページを見ていただ きたいと思います。歳出の費目別の前年度当初予算に対します主な増減内容でご ざいます。4款「衛生費」の火葬場費におきまして、先ほど、令和2年度予算の

主な事業として御説明いたしました、桜の苑改修工事費の新規計上などによりま して、約4億円の増加となっております。次に、三つ目の増減要因といたしまし ては、資料6ページのほうを見ていただきますと、エコスラグセンターの廃止に よります維持管理経費等の減額といたしまして、括弧内の記載になりますが、エ コスラグセンターに係る維持管理経費として溶融処理費に計上しておりました、 2,901万3,000円が減額となり、新たに旧灰溶融施設管理費として、敷 地内の除草等の管理経費を費目を変更して計上をして、373万9,000円を 計上し、差し引き2,527万4,000円の減額となっております。また、そ の関連といたしまして、5ページー番下の最終処分費におきまして、エコスラグ センターの閉鎖に伴いまして職員1名を最終処分業務の専任職員といたしまして、 人件費を最終処分費へ変更して計上いたしております。次に、四つ目の増減要因 といたしまして、資料6ページに戻っていただきますと、白浜浄化場関係でござ いますが、白浜浄化場を米子浄化場へ統合することによりまして、白浜浄化場処 理費が1億1,385万8,000円減額となり、新たに白浜浄化場管理費とい たしまして、本年3月末まで白浜浄化場で受け入れをいたしますし尿につきまし て、4月以降もしばらくの間、最後の処理を行う経費、処理終了後に処理水槽の 清掃を行う経費などを1,648万7,000円計上し、差し引き9,737万 1,000円の減額となっております。また、その関連といたしまして、し尿処 理管理費を廃目処理して4、403万7、000円を減額し、白浜浄化場から米 子浄化場へ職員を減員して移動配置したこと、白浜浄化場から米子浄化場へ変更 して搬入されるし尿処理経費の変更増加分を米子浄化場処理費に計上することに よりまして、米子浄化場処理費が1,250万6,000円増加しております。 次に、五つ目の増減要因といたしまして、5款「消防費」の消防施設費におきま して、冒頭、令和2年度の主な事業として御説明いたしました消防関係車両の更 新に係ります経費の増加などによりまして、9,434万2,000円の増とな っております。続いて資料3ページ、歳入を御覧いただきたいと思います。前年 度当初予算に対します歳入の主な増減内容といたしましては、6款「繰入金」に おきまして、退職者が前年度の8名から4名に減少したことによりまして、退職 積立基金繰入金が減少し、繰入金は7,898万6,000円減少しております。 また、桜の苑改修工事費に係ります組合債を計上した関係で、9款「組合債」は 3億3,790万円増加しております。そして、1款「分担金及び負担金」でご ざいますが、歳出全体が2億2,000万円ほど減少したことに加えまして、桜 の苑改修工事に係る組合債が3億4,000万円増加したことなどによりまして 市町村負担金が減少し、1款「分担金及び負担金」は5億1,333万4,00 0円減額となっております。次に、資料9ページのほうを見ていただきますと、 債務負担行為でございます。令和3年度、指定管理者による指定管理を予定して おります桜の苑指定管理料といたしまして、令和2年度中の指定管理者との契約

を予定しておりますので、契約年度の令和2年度に、令和3年度から令和7年度までの指定管理期間を加えた期間を債務負担行為期間として、指定管理料の所要額を限度額といたしまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。次に、2番目の火葬場予約システム保守管理業務委託料についてでございますが、令和2年度中途からのシステム導入に係ります経費は、令和2年度火葬場費の本予算に計上し、次年度以降の令和3年度から令和7年度までの契約期間中の保守管理業務委託料の所要額を限度額として債務負担行為の設定を行うものでございます。予算案の詳細につきましては、予算書また予算参考資料等も御参照いただきたいと思います。議案第7号、令和2年度一般会計予算の説明は以上でございます。

- **〇中田委員長** 事務局からの説明は終わりました。委員の皆さんから質疑等があればお願いいたします。
- 〇戸田委員 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** まず初めに、桜の苑指定管理料の委託料が、債務負担行為2億9,700万ということですが、その下に、予約システムが年度が違うんですけど、これは一括でという契約を結ぶということではなく、別々に契約するということですか。
- 〇中田委員長 伏野総務課長補佐。
- **〇伏野総務課長補佐** はい、御指摘のとおり別々に、指定管理料と予約システムは別々に契約するものでございます。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** 別々にせねばならない理由って何でしょうかねえ。もう一つは、きょうも私、民生環境委員会の常任委員会の中で、この指定管理料についての説明は詳細があるかなあと思ってましたけど、なかったんですが、どういうふうな管理料の組み立てで、以前にお話があったかもしれませんけども、改めてその辺のところを伺っておきたいと思います。
- 〇生田施設工事課長補佐 委員長。
- **〇中田委員長** 生田施設工事課長補佐。
- **〇生田施設工事課長補佐** 桜の苑の指定管理と、それから予約システムのことで、別々にする理由ということが御質問ございました。予約システムにつきましては、桜の苑の施設の火葬の予約をいただくために必要なものでございまして、指定管理者と契約を同じにした場合には、その期限が切れるごとに予約システムの入れ替えということも想定されます。これにつきましては、予約システムにつきましては、広域行政のほうが管理してずっとやっていくということで別々の契約ということにしております。それから、2点目の御質問でございます、指定管理料の組立でございますが、これにつきましては、令和2年度当初予算の要求額をべー

スといたしまして、その中から、石油価格の変動による影響が大であります桜の 苑のガスと電気の使用量、これを除きまして、そのほかに複数の施設で入札を実 施して安価な契約となっております夜警業務、電気保安業務も広域行政の担当と しております。それから、これは前回委員会のほうでも御報告をいたしましたが、 建築関係、火葬炉の改修関係の工事も広域行政のほうの担当としておるというこ とで、そういった経費を令和2年度の当初予算から引きました額を限度額として 設定したものでございます。以上です。

- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** ちょっとわかりにくいんだけど。その、担当はよくわかるんだけれども。火葬の修繕の、火葬炉の管理業務と、事務スペースの管理を合算して、今後、指定管理に出すというふうに委員会では報告があったと。そこのところを、積み上げを、フロアの事務体系について何人役と見られて、火葬炉の管理は従前から同じ体系できておるんだと思うけども、その辺の中身はきちっと説明はできませんか、ということを伺ってる。
- 〇中田委員長 どうですか。
- ○戸田委員 委員長。わからんらしい。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** 極論を言えば、私たちのときは、歩掛表に基づいて 5 人役なら 5 人役に対して、主任技術者、それ以外の技術者だということで積み上げていって、それで経費を重ねていって、それで指定管理委託料のベースをつくっていくんですよね。今のお話では、他市の事例を見ながらそれを参考として積算。積算根拠はあるんですかということを伺いたい。
- 〇板井施設工事課長 はい。
- **〇中田委員長** 板井施設工事課長。
- **〇板井施設工事課長** ただいまの御質問でございますが、そういった積み上げではございませんで、これまでの桜の苑の管理運営に係る経費、実績をもとにですね、今回の指定管理料を算出させていただいております。よろしくお願いします。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** ようわからんな。実績、じゃあ何人フロアベースにおられて、火葬炉の管理業務に、例えば年間 5 , 0 0 0 万要したと。それに、フロアベースに事務体系で何人をされて、5年間ですから、約、年間に 6 , 0 0 0 万弱というような見積もり計算をされたんですか。それに基づいて予算計上されたんですかということを伺ってるんです。実績に基づいてって、どのような実績に基づいて。
- **〇板井施設工事課長** はい。
- **〇中田委員長** 板井施設工事課長。

- ○板井施設工事課長 主にはですね、火葬業務。いわゆる、そういった火葬していただく業務のところのこれまでの実績がございますので、そういった部分でございます。あとは、先ほど担当課長補佐のほうが申し上げましたが、光熱水費ですとかそういった部分につきましては、算出の難しい部分は除きまして、こう算出させていただいたというところでございます。それとですね、もう1点。火葬炉の維持補修につきましては、これはかなり炉メーカーに依存した部分もございますので、その部分を除きまして、今回の指定管理料を算出させていただいて、上限をですね、はじかせていただいたところでございます。
- ○戸田委員 はい。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** あの、しつこうございます。要は、維持補修費を外して指定管理の中の管理料だけをしたと。その内訳は、五輪さんっていって、前やっとられたメーカーさんがやっとられた業務量の内容と、フロアとか受付事務に非常勤の方々がおられた、その方々の人件費ベースを積み上げていって積算根拠にされたんですかと伺っとるんです。そうじゃないとおかしいでしょう。何に基づいて、じゃあ積算されたんですか。
- 〇板井施設工事課長 はい。
- 〇中田委員長 板井施設工事課長。
- **○板井施設工事課長** 説明が足りず申しわけございません。そういった今の非常 勤さんの人件費、そういったものも、もろもろ含めさせていただいて積算させて いただいております。以上です。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** 最後にしますけども。何人、例えば、受付のフロアに二人おられて、フロアに一人おられて、三人おられて。炉の管理について交代制であって、三人ベースであって、それが3,000万だって、積算したら5,000万になったというような説明が何で簡単にできんだろうかなあと私は思うんだがん。それが初めて、積算をした上で指定管理費の委託料になるんでしょう。光熱水費は別にしたと。維持補修費は別にしたと。それはあくまでも、維持補修費と光熱水費は広域の、直接ここの維持管理の中に光熱水費で上がってくるんですか。
- 〇板井施設工事課長 はい。
- **〇中田委員長** 板井施設工事課長。
- **〇板井施設工事課長** その指定管理、令和3年度の予算に直接上がってくる経費 でございます。
- ○戸田委員 説明になってない。
- ○板井施設工事課長 はい。
- **〇中田委員長** 板井施設工事課長。

- **○板井施設工事課長** 申しわけございません。現在、非常勤さん、再任用職員も含めて4名の体制で受付業務をしていただいております。さらには、火葬業務につきましては、委託業務で5名の方で委託させていただいております。そういったところを積算根拠にさせていただいております。以上です。
- ○戸田委員 はい、委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** はい、わかりました。じゃあ、ほかに移ります。この予算概要の8ページの、うなばら荘の修繕工事費991万1,000円ってこれ上がっておるんですけれども、この内容はどんなものでしょうか。
- 〇板井施設工事課長 はい。
- 〇中田委員長 板井施設工事課長。
- **〇板井施設工事課長** ただいまの御質問でございますが、9百数十万と上がって おる数字につきましては、前年度との増減の内容でございまして、予算自体は…。
- ○戸田委員 増って何ですか、これ。増、989。
- **○板井施設工事課長** はい、前年度比で900の内容でございます。工事内容につきましてはですね、来年度は非常用発電機の更新工事を予定しておりまして、この金額につきましては…。
- **〇戸田委員** 前年度に対する増。
- 〇板井施設工事課長 はい。
- ○戸田委員 前年度に対して990万増えとると。
- **○板井施設工事課長** はい。うなばら荘の非常用発電機の改修工事については、 予算では2,167万円を計上させていただいております。以上です。
- 〇戸田委員 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** この概要を見ると、前年度比より約1,000万、この令和2年度は増えるという解釈ですね。そういうことで私、聞いとるんですけど。何を聞くかというと、これからもうなばら荘の修繕というのは、そういうふうなことを都度見込んでおられるんですか。大きな修繕は別として、小修繕は令和3年度以降も見込んでおられますか。その辺を伺っておきたいと思います。
- **〇板井施設工事課長** はい。
- 〇中田委員長 板井施設工事課長。
- **○板井施設工事課長** うなばら荘のいわゆる修繕工事でございますが、ただいま申し上げました非常用発電機の更新工事は、平成28年に作成いたしました計画に基づくものでございます。御承知のとおり、今、令和2年度と3年度、2年間の指定管理ということで議決いただいておりますので、それ以降ですね、3年度以降の工事の大きな工事につきましては、ただいまのところ計画は立てておりません。小修繕のみをやっていくというところで予定しております。以上です。

- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** そうすると、5ページの、先ほど説明があった最終処分費、いわゆるエコスラグセンターが閉鎖になったから、最終処分場の職員を専任化するという内容でしたけれども、エコスラグセンターがなくなったから最終処分員を専任化するというのは、本当はこの表現が適切かどうか、私はちょっと思うんですけども。最終処分場の業務って多岐にわたっておるんですけれども、その辺のところを、ただ単にそういう内容で専任化したということで理解していいんでしょうかね。副管理者どうですか。
- 〇中田委員長 伊澤副管理者。
- ○伊澤副管理者 着座のままでのお答えですけども、これは既に、エコスラグセンターについては業務は停止しておりまして、その体制につきましても最低限の管理ということでしておりました。その管理に当たる要員、これはちょっと0.何人役かは必要があれば後で事務局のほうからお答えしますが、0.何人役かを割いておりましたので、予算上としてエコスラグセンターのほうに回せていたということでありますが、今回、このたび廃止ということでさせていただきますので、新年度についてはこの費目はなくなりますので、予算上といいましょうか、予算上も最終処分費のほうに専任化するということで、こういう表示になっているというふうに考えています。以上です。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** 昨今のいろいろな事例の中で、そういうふうな専任化をして、今の最終処分場の管理体制をきちっと整備をしたというのなら、私はすごく前向きでいい評価だなあと思うんですけど。まあ、ちょっとそこは釈然としない部分があります。1ページ目に戻りますと、消防車両の関係、これ1億6,600万ということですが、これはどこに配備する機種なんでしょうか。
- 〇赤川消防局次長 はい。
- 〇中田委員長 赤川消防局次長。
- ○赤川消防局次長 来年度の車両の配備につきましては、伯耆出張所のほうへ消防車両水槽付を1台、それから江府消防署へ救急車両を1台、続きまして境港消防署に救急車両を1台、消防局の指揮車として1台を、計4台を計画しております。
- 〇戸田委員 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** それで、この消防機材のいわゆる更新については、更新計画というようなものがあったかと思うんですけども、その更新計画等に基づいてこの更新配備をしておられるのか。例えばもう一つは、今の救急車両については、例えば

30年なら30年とか、15年なら15年、耐用年数があったと思うんですけど も。そういうふうな更新計画をつくっておられて、それに基づいてその更新をさ れておるということですか。その辺を伺っておきたい。

- 〇赤川消防局次長 はい。
- 〇中田委員長 赤川消防局次長。
- ○赤川消防局次長 この更新計画につきましては、消防局内部で計画しております第7次消防力整備5カ年計画、これを基準として行っておりますが、これは西部広域の市町村圏計画のほうへも反映している内容となっております。具体的な購入の基準といたしましては、更新の基準といたしましては、救急車両にありましては、おおむね10年を目途としてかえるようにしております。そのほかの消防車両につきましては、おおむね15年。それに加えまして、走行距離等も基準を設けまして、この計画を立てているところでございます。以上です。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- ○戸田委員 そういう内容でしたが、そこで参考資料の市町村圏計画の実施計画を出しておられるんですけれども、まあ令和2年度からということなんですが。8ページ目を見ていただきますと、今の消防庁の補助金、これが伯耆タンク車の3台更新。もう一つが江府タンク車の2台更新で、これ防衛省の補助金なんです。私がおったときからずっとこれ働きかけておったんですけど、防衛省の補助金は3分の2、消防庁は2分の1。補助内容は全く違うんです。で、私が申し上げたいのは、防衛省の補助金を獲得するのが、まず私たちの第一義的な考え方であろうということで、私はずっと進めておったんですが。今回、この防衛省と消防庁の補助金に分かれた理由を伺っておきたいと思います。
- 〇赤川消防局次長 はい。
- **〇中田委員長** 赤川消防局次長。
- ○赤川消防局次長 消防庁の補助事業につきましては、緊急消防援助隊補助メニューということで、伯耆タンク車と消防局の指揮車、これを申請しておりますが、この前提となりますのが、緊急消防援助隊として部隊を登録している隊が使う車両ということが前提となりますので、この登録する数につきましては、国からの指針並びに県内調整で数が定められております。例えば、現在消防車両であれば5台、救急車両であれば3台というふうに定義づけられておりますので、これを更新するときには緊急消防援助隊の補助が使用できる。それから、防衛省補助につきましては、境港市を中心としたエリアに限定されますので、境港消防署並びに弓浜出張所で使う車両につきましては、境港市と協議の上、申請を行うというふうにしております。以上です。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。

- ○戸田委員 先ほど、緊援隊の内容は私も理解しました。ただ、江府タンクほか 2台更新となっておるので、江府消防署に配置するものが、防衛省の補助金もら えたのかなあと私は思ったんです。ただ、今の説明の中で、境港署と弓浜出張所 ということですので、江府タンク車は防衛省の補助金には該当しなかったんです ね。
- 〇中田委員長 赤川消防局次長。
- ○赤川消防局次長 はい、委員のおっしゃるとおりです。表の見方としまして、「江府タンク車ほか2台更新」というふうに書いてありますが、右側の備考欄、これが防衛省といったここの部分をさしたものではございませんでして、江府消防署ほか2台更新の欄といった、この2年、3年、4年ですけども、ここについては備考欄で、該当するものをそれぞれ包括的に説明が書いてあるものというふうに理解しております。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** まあ、理解します。戻りまして、6ページ。桜の苑大規模改修工事、外壁ほか改修工事ということで、「起債:公共施設等適正管理推進事業債」ということは、これは国庫補助対象のメニューはなかったんですか。
- **〇板井施設工事課長** はい。
- 〇中田委員長 板井施設工事課長。
- **〇板井施設工事課長** 国の補助金のメニューはございません。以上です。ありませんでした。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** なかったという、その記載だけをして、国庫補助金という補助採択のメニューを探求されましたか。
- 〇板井施設工事課長 はい。
- 〇中田委員長 板井施設工事課長。
- **〇板井施設工事課長** 調べてはおります。火葬場に関してではですね、国の補助 というのは原則ございませんで。調べてはおります。はい。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** 調査されたということですね。調査したけれどもなかったと。私、 ちょっと県に電話して聞いてみたんだけど、まあいいか。で、今の予算、これ、 副管理者、予算編成方針というのは立てられないんですか。予算編成方針が全く 出てこない。わからない。
- 〇三上事務局次長 委員長。
- 〇中田委員長 三上事務局次長。

- **○三上事務局次長** 予算編成方針につきまして、広域におきましても編成方針を立てた上で当初予算編成に当たっております。ちょっと資料のほうで、なかったという御指摘がございますので、次回以降につきましては、つけさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。
- 〇戸田委員 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** つけさせていただくということではなくて、予算に当っては編成方針は当然のこと。編成方針、述べられたらどうですか。私たちはわからない。いつもらうんですか。大枠で、概略でもいいですから、話されたらどうですか。
- 〇三上事務局次長 委員長。
- 〇中田委員長 三上事務局次長。
- **○三上事務局次長** 済みません。手元に今資料を持っておりませんので、大枠での説明ということで御容赦いただきたいと思いますが。編成方針の基本といたしましては、前年度の市町村負担金を上回らない形で、まず予算措置、全体的なバランスを見ていくということでございまして。さらに、各事業、各経費におきましては、さらに踏み込んで経費の削減に努めるというところがあるんだろうと思います。
- **〇戸田委員** 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **〇戸田委員** まあ、やっぱりその辺のところ、丁寧さがないっていうのが、私た ちもどういうふうに見ていいのかわからない。それで今の予算編成に当っても、 対前年度比2億円減になっておるわけです。しかしながら、市町村負担金は約5 億2,000万円、対前年度比落ちている。その辺のところで、じゃあその差額 は何だかと見たらわかるんですけども、桜の苑のいわゆる地方債を発行されてお られるからというのがわかるんですけれど。やっぱりある程度、いわゆる方針を 示されないと私はいけないと思いますよ。従前はずっと出しとったはずなんです よ、方針ってねえ。その辺のところで方針を示されて、組合としても編成の中で、 こういうところを自助努力したというような形が私はあってもいいんじゃないか なと思います。それで、最後に触れますけれども、こういうふうないいもの出し ておられるんですよね、実際。いわゆる財政推計、私もこれ見ました。すごくい いものだなと思うんですけど、やっぱりこの中にも大きな事業があって、それで 将来推計等を出されておられる。年度的に一般財源の負担金を出されておる。た だ、もう一つ突っ込むと、各市町村の負担金が反映されていない。その部分は、 今後から私は反映させていただきたいなというふうに思います。なぜかといいま すと、米子市議会でも広域の負担金は相当上がってきたな、増えたかな、増減が あるなという議論があります。そういうふうなところから、私はきちっとその辺 のところは対応していただければなあというふうに思います。もう一つ、一番最

後にしますけども、この財政推計の中の一番最後の4ページ。財政推計の4ページの一番最後に、大規模投資的事業実施財源積立基金。これをやろうとしたけれども、正副管理者会の中でなかなか合意ができなかったということであろうというふうに思うんですが。これは、私は今のシミュレーションの中では、もう令和5年度からごみ処理施設の用地取得に10億円とか見込んでおられる。そうした中で、いろいろと議論をされたというふうに思うんですが、どのような議論でされておられるか、副管理者述べられますか。

- 〇伊澤副管理者 はい。
- 〇中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 次期の一般廃棄物の処理施設の建設に係る財源の対応というん でしょうか、造成に向けて、基金をどう扱っていくかということであります。こ れは、もともと当初はオーソドックスにですね、年度間調整といいましょうか、 各市町村の負担金の平準化ということを念頭に入れて基金を造成していくという、 オーソドックスなプランを持っておりました。それをもとに、課長会議、あるい は副首長会議、あるいは正副管理者会議で議論をしたところであります。で、現 在の時点は、副市町村長会議において継続して検討しようということになってお ります。これは、なぜかといいますと、先ほども事務局のほうが少し触れました が、資金の造成が必要だということは、これは認識が一致しております。当然の 話であります。ただ、いわゆる過疎債というものがございまして。過疎債の該当 市町村は限られておるわけでありますが、逆に、その市町村においては非常に優 位な財政措置でありますので、過疎債100%充当の70%交付税措置というこ とだったと思います。そうしますと、通常の場合、こういった大規模なものが走 るということになれば、その過疎債の発行が可能な市町村においてはですね、こ の活用を第一に考えられるということになります。そうしますと、基金を造成し ていてもですね、結局空振りになるというわけじゃないんですけど、過疎債が確 保可能な町村においてはですね、その基金を使うのではなくて、別途過疎債とい う起債を起こして対応するということになります。その辺をどういうふうに整理 するのかなあという議論が正直出てまいりました。いろいろ議論はしたんですけ ども、結論に至らなかったということであります。ちなみに、かつてはそういっ た形で、そうであったとしても基金を積むというようなことをやった実績もある ようですし。例えば、よその広域の状況も調べましたが、そういったこともあっ たんですけど、現在、あえてどこの広域とは言いませんけども、近場の広域で具 体的に次の廃棄物処理施設等の建設を進めておられるところがありますが、そこ はやはり基金を積まなかったというようなことも実はわかってきましてですね、 そうなるとちょっとやはり、我々も柔軟に考える必要があるかもしれないなと。 オーソドックスに積む。あるいは、過疎債のあるところないところに応じて積む 積まないを分ける。あるいは、積まないと。積まない場合も、当然、財源の造成

は必要でありますんで。そうなりますと、それぞれの市町村が市町村の財政の中で積んでいくということになります。このうち、どれが一番いいのかということを継続して検討しようということで、今は検討しているということであります。 以上です。

- 〇戸田委員 委員長。
- 〇中田委員長 戸田委員。
- **○戸田委員** まあ、理解しました。と言いますのは、このシミュレーションの中で見ますのに、令和11年度から負担金が約9億弱、それから右肩上がりに何十億上がっていきます。そうすると、今、公債比率が約10%。令和元年度も10%なんですけど、公債比率が相当なものになってくる。当初予算と一般財源との絡みは、もうまったく逆転してしまうというような状況が推察されますので、その辺のところも十分に加味した上で議論していただければなあというふうに思います。要望しておきたいと思います。以上でございます。
- **〇中田委員長** ほかにございませんか。国頭委員。
- ○国頭委員 一般会計当初予算概要の5ページ、4番の衛生費の、保健衛生総務費の補助病院の増に伴う輪番制の増の補助病院はどこがふえたのかということと、それからですね、下の最終処分費の、先ほど戸田委員が言われていた、エコスラグセンターの閉鎖に伴う職員1名の業務の専任化による人件費の新規計上ということで、818万2,000円ということですけども。この内訳がもしわかれば。もう一つ、一番下の廃棄物処分委託料の増ということで、389万1,000円とありますけれど、この理由。最後に、もう一つ。予算書の13ページにありますけども、法律顧問の契約委託料ということで66万あるんですが、これ実際のところは、かなり毎月のように相談等は年間されているのかどうか。実際のところをちょっとお聞きしたいと思います。
- **〇三上事務局次長** はい、委員長。
- 〇中田委員長 三上事務局次長。
- ○三上事務局次長 私のほうから、まず1点目、御質問がございました4番の衛生費のところの保健衛生総務費で、病院群輪番制病院の設備補助事業の補助金で病院増になった病院はあるのかというお尋ねでございましたけども、こちら、令和2年度につきましては、境港市の済生会病院さんのほうが新規でやられるということになりましたので、予算措置をさせていただくというものでございます。それから、もう1点、一番最後に御質問がございました顧問弁護士の予算措置の関係でございますけども、実は、西部広域、本組合におきましては、今まで顧問弁護士の契約をしておりませんでした。今回、令和2年度から新たにこの制度をさせていただくということで、このたび66万円を予算措置させていただくということでございます。私のほうからは以上でございます。
- 〇林原総務課長補佐 はい、委員長。

- 〇中田委員長 林原総務課長補佐。
- ○隠樹事務局次長 はい。
- 〇中田委員長 隠樹事務局次長。
- **○隠樹事務局次長** 最終処分費の廃棄物処分委託料増の関係でございますけども、これは過去1年間の最新の処理実績、こちらのほうを加味しまして、その時点のごみの処理量が増加傾向にあるということで、その実績を踏まえまして、次年度につきましては400万弱という分を増ということで見込ませていただいて、予算要求はさせていただきました。
- **〇中田委員長** よろしいですか。
- ○国頭委員 はい。
- **〇中田委員長** ほかにございませんか。
- **○渡辺委員** 一つ聞いていいですか。
- 〇中田委員長 渡辺委員。
- **○渡辺委員** この一般会計当初予算概要 8 ページと、6 ページ、最終処分場固化 塩施設設計精査業務委託料新規計上は、要するにこの第 2 次実施計画でいうと、 「審査結果に基づき、設備整備実施の有無、整備内容を決定する予定」につなが るんだろうと思うのですけども、そこで委託して結果が出たら、要は、次には大 きな施設のそういった設備っていいますか、内容のほうも当然挙がってくるとい う考え方でよろしいですね。
- 〇隠樹事務局次長 はい。
- 〇中田委員長 隠樹事務局次長。
- ○隠樹事務局次長 はい、最終的には必要であるという施設だと認められれば、その部分につきましては、設備としてつくっていくということになろうかと思いますけども、その前段といたしまして、この施設が本当に必要なものなのかとか、その規模がどれくらいのものになっていくのかということを、予算を見る上でも事前に精査をする必要がございますので、今はその精査の段階ということで、これが終わりますと、今後また議会のほうにも状況を報告させていただきながら、実施に向けて進めていくような状況になりますれば、段取りのほうを進めていきたいという具合に考えておるところでございます。
- 〇中田委員長 渡辺委員。

- ○渡辺委員 まあ私、必要なものはやらなきゃいけないと思うんですけど、これは委託料ですから867万円程度なんでしょうけど、多分、必要となると大きな金額になるんじゃないかなと思いますんで。そういう上では、この予算を通すということでは、後年度にそういう負担があるというのは、ある程度議員の我々もですけど、理解しながらしなきゃいけないのかなというところもあって。今どれぐらいの後年負担があるかは言えないということですけども、まあそういうことですよね。結局。
- **〇伊澤副管理者** 委員長。
- 〇中田委員長 伊澤副管理者。
- ○伊澤副管理者 この問題につきましてはですね、過去の経過がある話ということは議会のほうにも御報告したところでございます。いずれにしても、必要な施設だと考えております。これは当時、整備することを先送りしたといいましょうか、まあ急いで整備しなくても大丈夫だということで送った施設、固化塩施設ですね、ということでありますので、つまり、RO膜を入れた当初から必要性はあった施設であります。いよいよ、その整備が必要だということでありまして。ただ、できるだけ合理的に、経費も抑えて整備したいという思いでありますので、最も合理的な方法を、今回、予算をお認めいただければ、外部のコンサルティングを入れて精査するというのが、この委託料になります。従いまして、その検討結果も議会に報告した上で、具体的な整備の計画をお示しすることになりますが、これは相当な額になります。その辺も含めて、その精査結果も含めて、また議会に報告したいと思います。以上です。
- **〇中田委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。ほかにないものと認め、 質疑を終わります。続いて、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と声あり〕

**〇中田委員長** 別にないものと認め、討論を集結いたします。これより、本件について採決いたします。議案第7号「令和2年度一般会計予算」について、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

**〇中田委員長** 異議なしと認め、議案第7号「令和2年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計予算」について、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上で、当委員会に付託されました議案の審査は全て議了いたしました。

~~~~~~~~

3 閉 会

〇中田委員長 これをもって閉会いたします。

(午後4時00分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名 する。

予算審査特別委員会委員長 中田 利幸